# 仙台商工会議所 創業・創立記念会員事業所表彰規程

### 第1条(目的)

本所会員事業所の永年に亘る企業活動を称え、本規程により表彰することにより、その歴史を広く知らしめ、もって社会的信頼性の高揚に資するとともに、本市経済発展の一助とすることを目的とする。

# 第2条 (対象)

本所会員事業所にして、10周年、20周年、30周年等、10年を単位とした創業・創立記念(出先企業の場合は、支店、営業所等の開設)の年(1月1日から12月31日)にあたり、所定の申請書により申請があった事業所とする。

#### 第3条 (被表彰事業所の決定)

被表彰事業所は、申請にもとづき表彰審査委員会の審議を経て、常議員会において決定する。

#### 第4条 (表彰の方法)

表彰は年1回とし、表彰状を贈呈する。

# 第5条 (そ の 他)

その他本規程に定められたものの他、必要な事項は会頭が別に定める。

## 第6条

本表彰規程は、平成13年10月23日から施行する。